

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

鹿角市「八幡平の里」清流再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

秋田県鹿角市

3. 地域再生計画の区域

鹿角市の区域の一部（八幡平地区）

4. 地域再生計画の目標

鹿角市は、北東北三県のほぼ中央となる秋田県の北東部に位置し、南北に十和田八幡平国立公園を抱え、秋田県北部を貫流する米代川の最上流にあたり、奥羽山脈の峰々からなる青垣に囲まれ、米代川のほか支流である熊沢川、夜明島川、大湯川、小坂川など幾多の清流が流れ込んでいる。その様が高い山から眺め渡すと、鹿の角のように見えたことから「鹿角」と名付けられたと伝承されている。

また、幾筋の清流や森林が織りなす四季の風情や温泉が豊かで、食の宝庫であり、人口38,224人、世帯数13,327戸（平成17年3月31日現在）を擁し、そのほぼ中央を一級河川米代川、東北自動車道が縦貫しており、かつてより清流と森林の恵みによる観光、農業により栄えてきた。

その中でも八幡平地区は、十和田八幡平国立公園の八幡平山麓に位置しており、八幡平には、ブナの原生林が広く分布するとともに、本州有数の豪雪地帯であることから自然のダムともいえる機能を備えている。そこから生まれた清流には、自然が創造した素晴らしい渓谷や滝が多数見られるほか、豊富な温泉、遊歩道、サイクリングロードなどがあり、大勢の観光客や市民を楽しませている。さらに、岩魚、山女、鮎などの淡水魚が生息し、多数の釣り人が訪れるなど、後世に伝えるべき貴重な資源に恵まれている。

このように、広大な山林を有し、豊富な観光資源と水資源に恵まれている鹿角市であるが、近年、生活様式の多様化により、各家庭から排出される生活雑排水による河川等の汚れが問題となっており、鹿角市ではこれまで昭和63年度から花輪地区を中心に公共下水道事業を、また、合併処理浄化槽設置（個人設置型）補助事業には平成7年度から取り組んでおり、平成17年度からは、循環型社会形成推進交付金を活用し、水質の保全に努めている。

また、八幡平地区においては、平成10年度に小豆沢地区にて農業集落排水事

業に着手し、平成 13 年度から供用を開始しており、平成 15 年度には谷内・永田地区にて農業集落排水事業に着手し、平成 17 年度に湯瀬地区にて公共下水道事業に着手している。

しかしながら、鹿角市の污水处理人口普及率は 34.9%と、全国平均 79.4%、秋田県平均 67.1%と比較し、低い水準にとどまり、八幡平地区においては、16.7%と市の平均よりさらに低い水準となっており、未だ大部分の生活雑排水が未処理のまま河川と農業用水路に排出されている状況であり、鹿角市の基幹産業である観光と農業の中核を担う地区でありながら、清流が織りなす景観と良質な農業用水の保全が難しくなりつつある。

そのため、雄大な自然と温泉、特色ある農産物などの安全な食材、多彩な複合営農を生かした「森林セラピー基地設置事業」、「鹿角型グリーンツーリズム事業」などの事業と污水处理施設整備を一体的に行うことにより、観光による交流人口の増加や魅力ある観光地の形成、農村環境の保全、地場農産物への安心と信頼を高めるなど地域の活性化を目指すものである。

(目標 1) 八幡平地区の污水处理人口普及率 16.7%から 41.6%に向上

(目標 2) 温泉郷(八幡平、湯瀬)宿泊者数を 36 万人から 38 万人に増加させる

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

鹿角市八幡平地区は、広大な面積の中で集落が点在しており、農村と温泉地といった集落が存在している。そのため、污水处理施設については、人口集積や地形などの集落の状況を考慮しながら整備する必要がある。

このため、公共下水道は、米代川上流部の温泉地である湯瀬処理区について、事業計画 20ha について、平成 17 年度に事業認可(平成 17 年 4 月 12 日 完了年次平成 21 年度)を受けた区域の整備を進める。

また、農業集落排水は平成 10 年度から事業着手し、当市の 2 箇所目となる谷内永田地区(平成 15 年度採択)について事業を進め、污水处理施設整備交付金を活用し、污水处理人口普及率・公共水域の水質向上・農村地域の環境保全・住居環境の向上及び温泉地の環境保全を図り、清流の保全に努める。

5-2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 污水处理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 公共下水道・・・平成 17 年 4 月に事業認可
- ・ 農業集落排水・・・平成 15 年 4 月に、事業採択の通知を国より受けている。

〔事業主体〕

- ・ いずれも鹿角市

〔施設の種類〕

- ・ 公共下水道、農業集落排水施設

〔事業区域〕

- ・ 公共下水道 湯瀬処理区（平成 17 年 4 月 12 日事業認可済み）
- ・ 農業集落排水施設 谷内永田地区

〔事業期間〕

- ・ 公共下水道 平成 18 年度～平成 21 年度
- ・ 農業集落排水施設 平成 18 年度～平成 20 年度

〔整備量〕

- ・ 公共下水道 75～250mm L=3,900m
真空式ポンプ場 1 箇所
処理場 1 箇所
- ・ 農業集落排水施設 75～200mm L=3,900m
マンホールポンプ 13 箇所
処理場 1 箇所

なお、交付金活用による各施設による新規の整備人口は下記の通り。
公共下水道「湯瀬処理区」で 400 人、農業集落排水施設「谷内永田地区」で 918 人

〔事業費〕

- ・ 公共下水道 事業費 873,000 千円（うち、交付金 453,900 千円）
単独事業費 126,000 千円
- ・ 農業集落排水施設 事業費 979,700 千円（うち、交付金 489,850 千円）
単独事業費 105,000 千円

合 計 事業費 1,852,700 千円 (うち、交付金 943,750 千円)
 単独事業費 231,000 千円

5 - 3 その他の事業

・河川クリーンアップ事業

米代川をはじめとする河川及び用排水路の清掃活動を継続し、環境保全及び水質保全に努める。

・環境美化登山

米代川、熊沢川の水源地である八幡平の清掃活動を継続し、水質保全に努める。

6 . 計画期間

平成 18 年度から平成 21 年度まで

7 . 目標達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4 に示す数値目標に照らし、状況を調査、公表する。また、水質検査等による水質管理を行う。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし